

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 5 日

京都府知事 様



提出者

住 所 大阪府大阪市北区紅梅町2-18

氏 名 松井建設株式会社大阪支店

執行役員支店長 忽那次男

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6356-5121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	松井建設株式会社大阪支店
事業場の所在地	大阪府大阪市北区紅梅町2-18
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 11,612百万円
③ 従業員数	70人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・発生量の少ない工法を採用 ・梱包材の簡素化 ・石膏ボード、木材のプレカット化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・発生量の少ない工法を採用 ・梱包材の簡素化 ・石膏ボード、木材のプレカット化		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 躯体施工時：5品目、仕上げ施工時：8品目を基本に分別指導 ①コンガラ②金属くず③木くず④廃プラ類⑤混合（不燃・燃） ⑥ダンボール⑦ボード類⑧缶類
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・今年度は、分別精度向上を図る計画 ・狭小作業所における集積場の整理 ・混合廃棄物の削減（分別できるものは分別箱に集積指導）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら直接及び中間処理後の再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら直接及び中間処理後の再生利用は行わない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら中間処理は行わない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	自ら埋め立て処分又は海洋投入処分は行わない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	自ら埋め立て処分又は海洋投入処分は行わない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に従って、産業廃棄物委託できる業者を選別し書面による契約を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する ・電子マニフェストの導入を推進するためにできるだけ電子マニフェスト対応業者に委託している		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和5年度)実績量
計画：今年度(令和6年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項											
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②) ⁺ ⑤		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③) ⁺ ⑨		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻	0	0									0	0								
汚泥	950.4	855.4									950.4	855.4			950.4	855.4				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	4.2	3.78									4.2	3.8			4.2	3.78				
紙くず																				
木くず	2.2	1.98									2.2	2.0			2.2	1.98				
繊維くず												0								
廃石膏ボード																				
金属くず	0.57	0.51									0.57	0.5			0.57	0.51				
ゴムくず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
がれき類	1.48	1.33									1.48	1.3			1.48	1.33				
コンクリートがら	71.04	63.9									71.04	63.9			71.04	63.9				
アスコンがら																				
安定型建設混合廃棄物																				
合計	1029.89	926.90	0	0	0	0	0	0	0	0	1029.89	926.90	0	0.00	1029.89	926.90	0	0	0	0

別添 1 処理工程図

1: 産業廃棄物許可業者との処理委託契約の締結

委託先の許可内容の確認

事業の範囲、許可者、許可の有効期限

取扱い品目確認、運搬車両確認、

処理場の種類、能力確認

2: コンテナ、産廃集積袋 の 分別配置

3: 作業所から発生した産廃をコンテナに整理して集積する

4: 委託契約した産業廃棄物許可業者(収集運搬・処分)への委託処理

紙マニフェストの交付、追跡調査、マニフェストを電子マニフェストに追加登録

汚泥: 再生処理業者に委託、脱水処理 → 再生土として再資源化

木くず: 再生委託業者に委託、破碎、チップ化して合板用、燃料用に再資源化

がれき類: (アスファルト・コンクリート)再生業者に委託、破碎、粒度調整後に再生骨材に再資源化

廃蛍光灯: 再生業者に委託、中間処理、破碎、に再資源化

廃プラスチック: 再生業者に委託、中間処理、破碎、原料、燃料用に再資源化

ガラスコンクリート陶磁器くず: 再生業者に委託、中間処理、破碎、ガラス、セメント、原料用に再資源化

繊維くず: 再生業者に委託、破碎、中間処理、PDF原料、ボイラー燃料用に再資源化

紙くず: 再生業者に委託、破碎、中間処理、紙原料用に再資源化

別添 2 管理体制図

